

芦屋市民センター指定管理者制度導入に向けての取り組み

平成23年5月24日資料

- | | |
|----------|---|
| 平成16年 8月 | ○ 行政改革実施計画（平成16年度から平成25年度まで）
市民センター運営の見直しの項目で、「民間活力の導入を検討し、平成18年度からの実施を目指す」と示された。 |
| 平成18年 5月 | ○ 芦屋市文化行政推進懇話会設置
今後の文化行政のあり方について、広く市民等の意見を聴取し、反映するために設置。
5月12日を皮切りに平成20年2月8日まで11回開催し、現在文化行政が置かれている状況を俯瞰した上で、その役割を再構築するに当たって、重点的に取り組むべき課題を中心に議論を行い、平成20年3月に「芦屋市文化行政推進に対する提言」をまとめ報告した。 |
| 平成19年10月 | ○ 行政改革実施計画（平成19年度から平成23年度まで）
民間活力の導入の項目で、「効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する」と示された。 |
| 平成20年 3月 | ○ 芦屋市文化行政推進に対する提言
提言の中で、市民センター・公民館に対する指定管理者制度導入に関して、「地域課題を解決する人材を育てるべき公民館の場合、効率性を重視する指定管理では事業の質をある程度犠牲にせざるを得ない恐れがあり、慎重な検討が必要であると考えます」「市民会館については、芦屋固有の文化、アイデンティティーに根ざした、文化政策の理念を理解し、有効な事業を企画立案する能力のある事業者が望ましいと考えます。全国規模でイベント事業や施設管理を行う事業者には地域との丁寧な連携をはじめとする、きめ細かな配慮が期待できない恐れもありますので、経済性、効率性のみを基準とするのではなく、施設の目的、使命を軸としたうえで、総合的な判断を行う必要があると考えます」と基本的な考えが示された。 |
| 平成21年 4月 | ○ 三田市総合文化センターを視察
近隣の文化施設で指定管理者制度を導入している三田市総合文化センターを視察。調査の中で「指定管理者制度として事業者に行わせるとしても、どのような事業にするのか市としてのコンセプトが必要である」との意見を聞いた。 |
| 平成21年9月 | ○ 市民センターの大規模改修・耐震工事
9月から、別館、本館、ルナ・ホールの順に順次耐震・改修工事を行い、別館は22年1月に、本館とルナ・ホールは同年4月にリニューアルオープンした。 |

平成21年10月

○ ルナ・ホール事業運営方針策定業務を委託

三田総合文化センター視察の中で、事業運営のコンセプトが必要と考え、「芦屋市民センター ルナ・ホールの事業運営の基本計画」の策定を業務委託した。

平成22年 5月

○ ルナ・ホールの事業運営の基本計画

平成22年度末に基本計画の草稿が完成。5月に冊子を作成。

平成22年 7月

○ 事業者へのリサーチを開始

7月から8月にかけて、近隣で文化施設の指定管理を受託している業者に、「芦屋市民センターの業務の概要」と「芦屋市民センター ルナ・ホールの事業運営の基本計画」を示しながら、同時に、市民センターは、市民会館、ルナ・ホール、公民館、老人福祉会館の複合施設であるため、複合施設のどこまでの指定管理が可能かを含めてリサーチした。

平成22年 8月

○ 公民館運営審議会

公民館運営審議会に、指定管理者制度導入に関する取り組みの状況を説明し、意見を聴取。

「指定管理になると、カレッジのカリキュラムに危機感を感じる」「収益を第1に考えた場合、質を落とす方向にしづ寄せがくる」「始まってしまえば後ではどうにもならないので、しっかり考えてほしい」などの意見があった。

平成22年11月

○ 事業者へのリサーチの結果

複数の事業者から公民館を含めた指定管理に手を上げてもらえるという感触を得た。

平成22年12月

○ 美術博物館の指定管理者の指定議案が否決

○ 藤原周三教育長が任期満了に伴い退任

平成23年 2月

○ 大阪狭山市を視察

別途報告書参照。

○ 公民館運営審議会

公民館運営審議会に、大阪狭山市の指定管理者制度導入に関する視察報告をし、意見を聴取。

安心と事業の継続性の観点から、「絶対反対ではないが、もう少しよく考えていただきたい」との意見を得た。

平成23年 4月

○ 福岡憲助教育長が就任

指定管理者制度導入の状況

1. 公民館への指定管理者制度導入の経緯

- ・平成15年に指定管理者制度ができ、文化会館（財団が管理）、コミュニティセンターの文化施設は指定管理者に移行するが、公民館・図書館の教育施設は直営とした。
- ・平成16年度に財政健全化フレームの見直しの中で、公民館運営審議会と図書館運営審議会が社会教育委員会議に統合される中、「社会教育施設に指定管理者制度が導入できない理由」は何かという議論があり、平成17年度に市長からのトップダウンで指定管理者制度の導入の準備会を担当で立ち上げた。
(スキルのある長くいた職員が異動し、一般事務職の職員が配置される状況から、ノウハウを持つ事業者にお願いするのも1つの策と考えた)
- ・平成18年9月議会で指定管理者の指定議案を提案。議会では反対もなく通った。社会教育委員会議には、議会で議決後承認という形で報告した。指定管理期間は平成19年4月1日から21年3月31日までの3年。応募事業者は4社。NPO法人等地域住民が参加する団体の応募はなかった。
- ・平成19年4月から指定管理者を導入。3年間の事業実績は良好。特に問題はなかった。
- ・平成21年度に次期指定管理者の選定のため、事業者を募集。期間は平成22年4月1日から27年3月31日まで5年。応募事業者は2社。指定管理料の安かった(株)アクティオが選定され現在に至る。

2. 指定管理者に移行するに当たって

- ・1番の課題であった、講座等の事業面では、社会教育指導員を置き、事前にすべての事業を事業者と相談しながら決定することとした。

指定事業…当時行っていた公民館事業をそのまま指定事業と位置づけて実施してもらうこととした。

(①成人大学講座、②初心者パソコン講座、③親まなび講座、④青少年セミナー、⑤初心者陶芸体験講座、⑥街のすぐれもの大学（体験コース）、⑦プラネタリウム投影、⑧天体観望会、⑨はばたきフェスタ、⑩新春こどもまつり)

新規事業…事業者が新規に実施する事業。(別途市から50万円を支出)

自主事業…事業者が自主的に行う事業。他の一般利用者と同じ条件で会場を押さえ実施するもの。(実際には、指定事業と新規事業で手一杯で自主事業はほとんどやられていない)

3. 特記事項

- ・貸し館の部屋の使用料は市の収入となる。(講座収入は指定管理者)
- ・17年度の事業費ベース（人件費含む）を指定管理料とした。
- ・2回目の指定管理の際、事業者が変わったが、窓口職員が引き続き雇用され、施設管理（施設を熟知したところでないと難しい）等も、従来の業者が行うなど、引き継ぎに関するトラブルもなく、現在良好に管理運営されている。
- ・今回の指定管理者は、社会教育主事の資格を取った。(強要したわけではない)